

I 政策等の評価の実施状況等の概要

1 秋田県の評価制度の概要

(1) 実施機関

評価は、次の実施機関がそれぞれ実施する。

「知事」「教育委員会」「公安委員会及び警察本部長」

(2) 評価の対象

評価の対象は、「政策」「施策」「事業」（以下「政策等」という。）とし、対象とする範囲など具体的な内容は、各実施機関が「政策等の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）で定める。

(3) 評価の在り方

実施機関が評価を行う場合は、合理的な手法により、できるだけ定量的に政策等の効果を把握し、必要性、効率性又は有効性等の観点から自ら評価するとともに、その結果を政策等に適切に反映させるものとする。また、評価に当たっては、県民の意見を採り入れるよう努めるものとする。

(4) 評価の実施

政策等の評価は、「秋田県政策等の評価に関する条例」（以下「条例」という。）及び「秋田県政策等の評価に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、各実施機関が毎年度定める実施計画に従い行う。実施計画には、評価の実施に関する考え方、評価の対象、効果の把握、評価調書等の事項を定める。

（P129… 参考資料2 「令和元年度政策等の評価に関する実施計画の概要」以降を参考）

(5) 評価結果の反映・活用

実施機関は、政策等の評価結果を「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策等の効果的な推進や予算編成等に活用する。

(6) 評価結果の公表

実施機関は、政策等の評価を実施したときは、その都度、県政情報資料室への備え付けや県公式ウェブサイトへの掲載などにより、評価に関する情報を公表する。

(7) 議会への報告

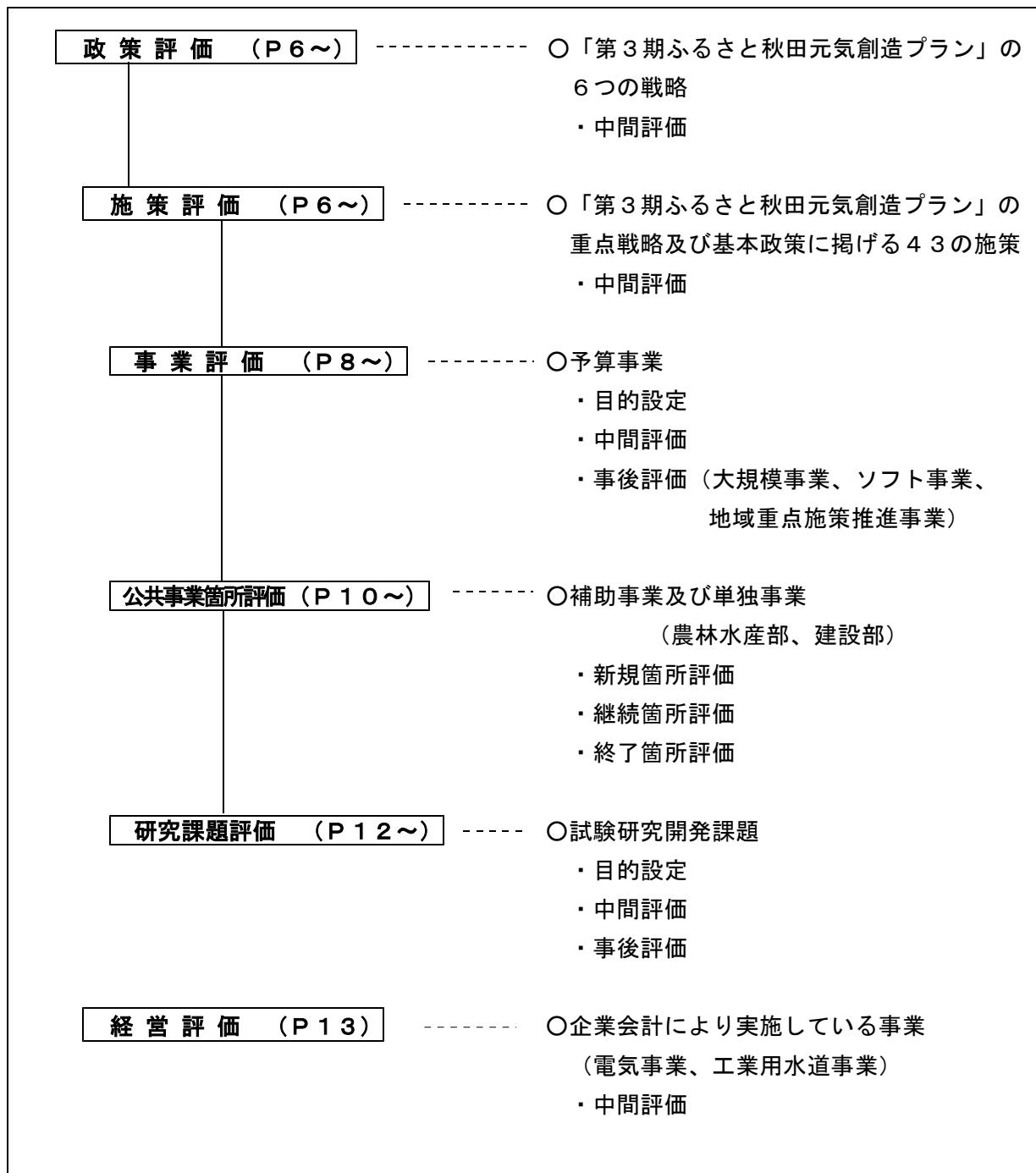
知事は、毎年度、実施機関が作成した評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書を取りまとめ、これを県議会に提出する。

(8) 政策評価委員会

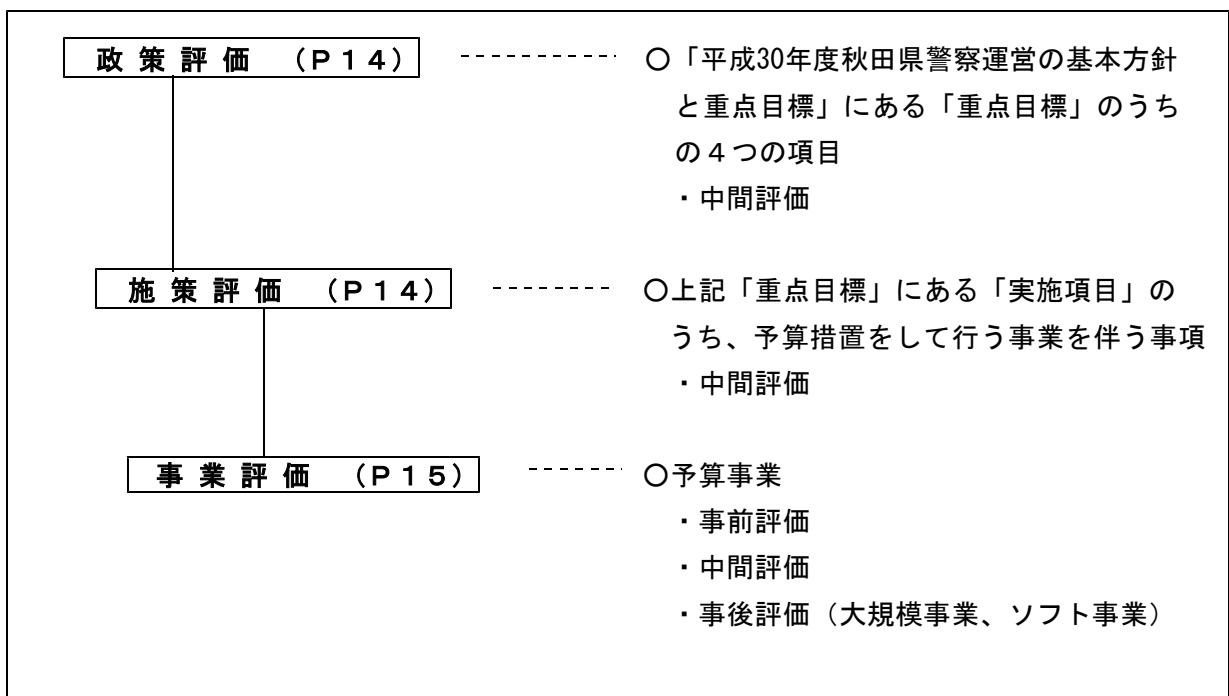
条例により設置された「秋田県政策評価委員会」は、実施機関の諮問に応じ、基本方針及び評価に関する事項（評価結果、評価制度）を調査審議する。

(9) 令和元年度の政策等の評価の体系・対象

■ 知事・教育委員会 【第3期ふるさと秋田元気創造プラン】



■ 公安委員会及び警察本部長 【秋田県警察運営の基本方針と重点目標】



2 評価の実施状況及び反映状況の概要

(1) 知事・教育委員会

■ 「秋田県政策評価委員会」の調査審議結果

第1回：令和元年8月8日 知事が実施した評価結果について

第2回：令和元年8月9日 教育委員会が実施した評価結果について

調査審議対象となった評価結果については「概ね妥当」とする答申が示された。

① 政策評価及び施策評価

ア 目的

政策・施策の推進途上において、政策・施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策・施策の効果的な推進を図るための情報を提供する。

イ 評価結果

「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの戦略及び43の施策

戦略名・施策名	総合評価
戦略1 秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略	C
1-1 社会減の抑制に向けた雇用の場の創出、人材育成・確保	C
1-2 若者の県内定着・回帰と移住の促進による秋田への人の流れづくり	C
1-3 結婚や出産、子育ての希望をかなえる全国トップレベルのサポート	E
1-4 女性や若者の活躍推進とワーク・ライフ・バランスの実現	B
1-5 活力にあふれ、安心して暮らすことができる地域社会づくり	A
戦略2 社会の変革へ果敢に挑む産業振興戦略	C
2-1 成長分野の競争力強化と中核企業の創出・育成	B
2-2 中小企業・小規模企業者の活性化と生産性向上	A
2-3 国内外の成長市場の取り込みと投資の促進	C
2-4 産業人材の確保・育成と働きやすい環境の整備	C
戦略3 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略	B
3-1 秋田の農林水産業を牽引する多様な人材の育成	B
3-2 複合型生産構造への転換の加速化	B
3-3 秋田米の戦略的な生産・販売と水田フル活用	B
3-4 農林水産物の高付加価値化と国内外への展開強化	B
3-5 「ウッドファーストあきた」による林業・木材産業の成長産業化	B
3-6 つくり育てる漁業と広域浜プランの推進による水産業の振興	C
3-7 地域資源を生かした活気ある農山漁村づくり	A

戦略名・施策名		総合評価
戦略4 秋田の魅力が際立つ人・もの交流拡大戦略		B
4-1 地域の力を結集した「総合的な誘客力」の強化		B
4-2 「食」がリードする秋田の活性化と誘客の推進		B
4-3 文化的発信力強化と文化による地域の元気創出		B
4-4 「スポーツ立県あきた」の推進とスポーツによる交流人口の拡大		C
4-5 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備		A
4-6 交流の持続的拡大を支える交通ネットワークの構築		B
戦略5 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略		C
5-1 健康寿命日本一への挑戦		C
5-2 心の健康づくりと自殺予防対策		B
5-3 医療ニーズに対応した医療提供体制の整備		B
5-4 高齢者や障害者等が安全・安心に暮らせる福祉の充実		B
5-5 次代を担う子どもの育成		B
戦略6 ふるさとの未来を拓く人づくり戦略		C
※ 6-1 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材の育成		B
※ 6-2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着		B
※ 6-3 世界で活躍できるグローバル人材の育成		A
※ 6-4 豊かな人間性と健やかな体の育成		B
※ 6-5 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場づくり		A
6-6 地域社会と産業の活性化に資する高等教育機関の振興		D
※ 6-7 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供		C
基本政策名・施策名		総合評価
基本政策1 県土の安全と防災力強化	(1) 災害に備えた強靭な県土づくり	A
	(2) 地域防災力の強化	C
基本政策2 環境保全対策の推進	(1) 地球温暖化防止と循環型社会の形成	B
	(2) 良好的な環境と豊かな自然の保全	B
基本政策3 安全・安心な生活環境の確保	(1) 犯罪や事故のない地域づくり	E
	(2) 暮らしやすい生活環境の確保	C
	(3) 安らげる生活基盤の整備	C
基本政策4 I C Tによる 便利な暮らしの実現と地域の活性化	(1) I C T利活用による県民生活の利便性向上	A
	(2) I C T利活用による地域の活性化	A

(※教育委員会が所管する施策)

ウ 反映状況等

- 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策及び施策の効果的な推進に活用
- 「令和2年度重点施策推進方針」の策定に反映

※個別政策への対応方針は、P19～「II-1-(1) 政策評価」に、個別施策への対応方針はP32～「II-1-(2) 施策評価」に記載

② 事業評価

②-1 目的設定

ア 目的

事業の企画立案や実施に当たり、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態（指標及び目標値）を明らかにする。

イ 平成30年度補正予算、令和元年度当初及び補正予算に要求した新規事業

- ・平成30年度9月補正予算関係 (1 件)
- ・平成30年度2月補正予算関係 (2 件)
- ・令和元年度当初予算関係 (5 3 件)
- ・令和元年度当初予算関係（教育委員会） (4 件)
- ・令和元年度6月補正予算関係 (2 件)

②-2 中間評価

ア 目的

継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方向を示す。

イ 評価結果

判 定	知 事	教育委員会
○ A 「継続」	2 2 4 件 (7 5 %)	2 0 件 (5 1 %)
○ B 「改善して継続」	4 8 件 (1 6 %)	1 2 件 (3 1 %)
○ C 「見直し」	0 件 (0 %)	0 件 (0 %)
○ D 「休廃止」	0 件 (0 %)	0 件 (0 %)
○ E 「終了」	2 6 件 (9 %)	7 件 (1 8 %)

※中間評価の結果、D「休廃止」、E「終了」とした場合でも、翌年度以降、取組内容を見直した上で同じ事業名称で継続実施する場合がある。

ウ 反映状況等

○翌年度の事業内容や事業量の見直し及び予算要求に当たっての事業の優先度の判定等に反映させるとともに、予算要求・予算編成等の資料として活用

(個別事業への反映状況は、各事業評価調書に記載)

②－3 事後評価

ア 目的

事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案のほか、当該事業により整備された施設等の効果的・効率的な利活用に有用な情報を提供する。

イ 評価結果

判 定	知 事	教育委員会
○A 「妥当性が高い」	5 件 (21%)	2 件 (67%)
○B 「概ね妥当である」	19 件 (79%)	1 件 (33%)
○C 「妥当性が低い」	0 件 (0%)	0 件 (0%)

地域重点施策推進事業（知事）

「事業の効果及び住民の満足度」の観点から、評価を実施 133件

ウ 反映状況等

- 将来の類似事業の企画立案や施設の管理・運営等に反映

③ 公共事業箇所評価（平成30年度に行った評価）

■ 「秋田県政策評価委員会公共事業評価専門委員会」の調査審議結果

第1回：平成30年10月26日

新規箇所評価結果及び対応方針（案）について

第2回：平成30年12月21日

継続箇所評価及び終了箇所評価の評価結果及び対応方針（案）について

第3回：平成31年 3月18日

新規箇所評価結果及び対応方針（案）について

調査審議の結果、県の対応方針を全て「可」とする答申が示された。

③-1 新規箇所評価

ア 目的

県が新たに実施しようとする公共事業の必要性や効率性等について箇所ごとに評価を行い、翌年度の事業の着手等の判断を行うための有用な情報を得る。

イ 評価結果

○「選定」	23件
○「改善して選定」	0件
○「保留」	0件

ウ 反映状況等

○事業内容の見直しや事業着手等の今後の対応方針及び予算要求に反映
(個別箇所への反映状況は、各公共事業新規箇所評価調書に記載)

③-2 継続箇所評価

ア 目的

県が継続して実施している公共事業の必要性や効率性等について箇所ごとに評価を行い、翌年度の事業継続、中止等の判断を行うための有用な情報を得る。

イ 評価結果

○「継続」	31件
○「改善して継続」	0件
○「見直し」	0件
○「中止」	0件

ウ 反映状況等

- 翌年度の事業の継続、事業内容の見直し、中止等の判断に反映
(個別箇所への反映状況は、各公共事業継続箇所評価調書に記載)

③－3 終了箇所評価

ア 目的

県が実施した公共事業の有効性等について箇所ごとに評価を行い、適切な維持管理や利活用の検討及び同種事業の計画・調査等に反映するための有用な情報を得る。

イ 評価結果

- | | |
|--------------|-----|
| ○A 「妥当性が高い」 | 2 件 |
| ○B 「概ね妥当である」 | 3 件 |
| ○C 「妥当性が低い」 | 0 件 |

ウ 反映状況等

- 当該事業箇所終了後の維持管理や同種事業の計画・調査等に反映
(個別箇所への反映状況は、各公共事業終了箇所評価調書に記載)

④ 研究課題評価

■ 「秋田県政策評価委員会研究評価専門委員会」の調査審議結果

第1回：令和元年8月27日
研究課題評価結果について

全ての評価結果について「概ね妥当」とする答申が示された。

④-1 目的設定

ア 目的

研究課題の企画立案や実施に当たり、研究課題を明確化させ、研究実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、研究により達成すべき状態を明らかにする。

イ 令和元年度当初予算に要求した新規事業 (15件)

④-2 中間評価

ア 目的

評価実施年度に予算計上している継続研究課題について、これまでの進捗状況や目標達成可能性、研究を取り巻く状況の変化等の観点から、引き続き研究を続けることの適否を判断するための有用な情報を提供する。

イ 評価結果

- | | |
|------------------------|-------------|
| ○A 「当初計画より大きな成果が期待できる」 | 1件 (4 %) |
| ○B+ 「当初計画より成果が期待できる」 | 6件 (26 %) |
| ○B 「当初計画どおりの成果が期待できる」 | 16件 (70 %) |
| ○C 「更なる努力が必要である」 | 0件 (0 %) |
| ○D 「継続する意義は低い」 | 0件 (0 %) |

ウ 反映状況等

- | |
|--|
| ○研究計画内容の見直しや研究課題に係る今後の対応方針及び予算要求に反映させるとともに、予算要求・予算編成の資料として活用
(各評価の反映状況は、P110～「II-1-(9)研究課題評価」に記載) |
|--|

④－3 事後評価

ア 目的

評価実施年度の前年度に研究期間が終了した研究課題について、最終到達目標の達成度、研究成果の効果の観点から研究結果を評価し、次期研究計画の策定等に活用する。

イ 評価結果

- | | |
|--------------------|----------|
| ○S 「当初見込みを上回る成果」 | 2件 (15%) |
| ○A 「当初見込みをやや上回る成果」 | 2件 (15%) |
| ○B 「当初見込みどおりの成果」 | 9件 (70%) |
| ○C 「当初見込みをやや下回る成果」 | 0件 (0%) |
| ○D 「当初見込みを下回る成果」 | 0件 (0%) |

ウ 反映状況等

- | |
|---|
| ○実施中又は将来の類似研究の課題設定等に反映させるとともに、研究機関の研究基本方針や研究計画の策定の検討資料として活用 |
|---|

⑤ 経営評価

ア 目的

事業会計の経営状況について、計画的、効率的な経営を行うための情報を提供する。

イ 評価結果

- | | |
|-----------------|----|
| ○A 「着実に推進」 | 1件 |
| ○B 「改善を図りながら推進」 | 1件 |
| ○C 「見直しが必要」 | 0件 |

ウ 反映状況等

- | |
|--|
| ○翌年度に向けた事業会計の推進方向、事業内容の見直し等に反映させるとともに、令和2年度の予算編成方針等に活用
(個別会計への反映状況は、P114～「II－1－(10) 経営評価」に記載) |
|--|

(2) 公安委員会及び警察本部長

■ 「秋田県政策評価委員会」の調査審議結果

第2回：令和元年8月9日

公安委員会及び警察本部長が実施した評価結果について

調査審議対象となった評価結果について「概ね妥当」とする答申が示された。

① 政策評価

ア 目的

政策の推進途上において、政策を構成する施策について、重点的に推進する施策を明らかにするとともに、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策の効果的な推進を図るための情報を提供する。

イ 評価結果

「平成30年度秋田県警察運営の基本方針と重点目標」の4つの重点目標

- | | |
|--------------------|----|
| ○A 「目標を達成」 | 3件 |
| ○B 「目標を8割以上達成」 | 1件 |
| ○C 「目標達成が6割以上8割未満」 | 0件 |
| ○D 「目標達成が6割未満」 | 0件 |

ウ 反映状況等

- | |
|-------------------------------|
| ○警察運営の重点目標等に反映させるとともに、その管理に活用 |
|-------------------------------|

(個別政策への反映状況は、P116～「II-2-(1)政策評価」に記載)

② 施策評価

ア 目的

施策の推進途上において、より効果的に施策を推進するための情報を提供する。

イ 評価結果

- | | |
|-----------------|----|
| ○A 「着実に推進」 | 7件 |
| ○B 「改善を図りながら推進」 | 0件 |
| ○C 「見直しが必要」 | 0件 |

ウ 反映状況等

- | |
|--------------------------------------|
| ○警察運営上重点的に推進すべき事項等に反映させるとともに、その管理に活用 |
|--------------------------------------|

(個別施策への反映状況は、P118～「II-2-(2)施策評価」に記載)

③ 事業評価

③-1 事前評価

ア 目的

事業の企画立案に当たり、当該事業の実施の可否を検討する上で有用な情報を提供する。

※今年度は事前評価の対象事業なし。

③-2 中間評価

ア 目的

継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的に推進するために有用な情報を提供する。

イ 評価結果

●事業の妥当性

- | | |
|---------------|-----|
| ○ A 「妥当性が高い」 | 8 件 |
| ○ B 「概ね妥当である」 | 2 件 |
| ○ C 「妥当性が低い」 | 0 件 |

●対応方針

- | | |
|-------------|------|
| ○ 「現状維持で継続」 | 10 件 |
| ○ 「見直して継続」 | 0 件 |
| ○ 「休廃止」 | 0 件 |

ウ 反映状況等

- | |
|---|
| ○ 翌年度の事業内容や事業量の見直し、予算要求に当たっての事業の優先度の判定等に反映させるとともに、予算要求の資料として活用
(個別事業への反映状況は、P120～「II-2-(3) 事業評価（中間評価）」に記載) |
|---|

③-3 事後評価

ア 目的

事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、事業の継続又は類似事業の企画立案の効果的かつ効率的な利活用に有用な情報を提供する。

※今年度は事後評価の対象事業なし。

